

防災県土整備企業常任委員会提出資料（県土整備部）

平成27年5月27日

【企画総務担当】

- (1) 平成27年度県土整備部組織機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1
- (2) 平成27年度県土整備部幹部職員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-4
- (3) 平成27年度当初予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-9

【公共事業総合政策担当】

- (1) 三重県建設産業活性化プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1
- (2) 入札・契約制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-4
- (3) 公共工事における総合評価方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-10
- (4) 三重県公共事業評価制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-13

【道路整備担当】

- (1) 幹線道路網（高速道路網・直轄国道）の整備・・・・・・・・・・・・ 3-1
- (2) 県管理道路の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-6
- (3) 道路の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-8

【流域整備担当】

- (1) 河川の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-1
- (2) 砂防・ダム of 整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-5
- (3) 港湾・海岸の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-10
- (4) 河川・砂防・港湾・海岸の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-14
- (5) 下水道の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-16

【住まいまちづくり担当】

- (1) 都市計画の概要と都市計画事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-1
- (2) 景観まちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-4
- (3) 建築開発行政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-6
- (4) 建築物の耐震対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-8
- (5) 県営住宅の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-10

【工事検査担当】

- (1) 工事検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-1

県 土 整 備 部

平成27年度県土整備部組織機構 (本庁)

<入札管理課の班体制見直し>

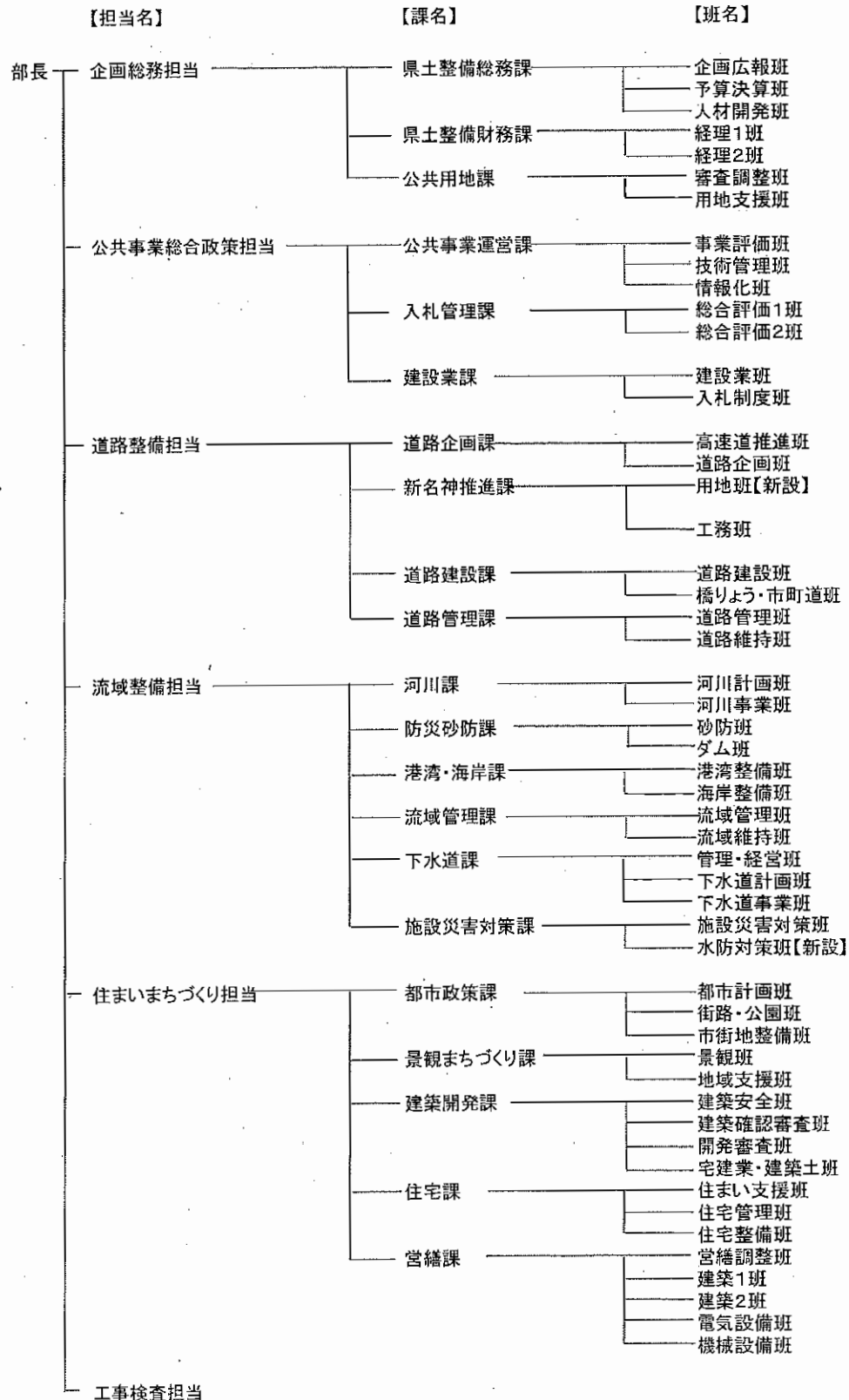
- 「総合評価3班」を廃止し、「総合評価1班」と「総合評価2班」の2班体制とする。

<新名神推進課の班体制見直し>

- 「用地1班」「用地2班」「東海環状自動車道担当」を統合し、「用地班」を設置。

<施設災害対策課水防対策班の新設>

- 「施設災害対策班」と新たに「水防対策班」を設置。



(地域機関)

<鈴鹿建設事務所幹線道路課の新設等>

- 事業推進室内に新たに「幹線道路課」を設置、現行の「流域課」を「流域・公園課」に名称変更

<津建設事務所事業推進室の課体制見直し>

- 「道路課」と「大規模事業課」を再編し、「道路一課」と「道路二課」を設置

<志摩建設事務所事業・用地推進室の見直し>

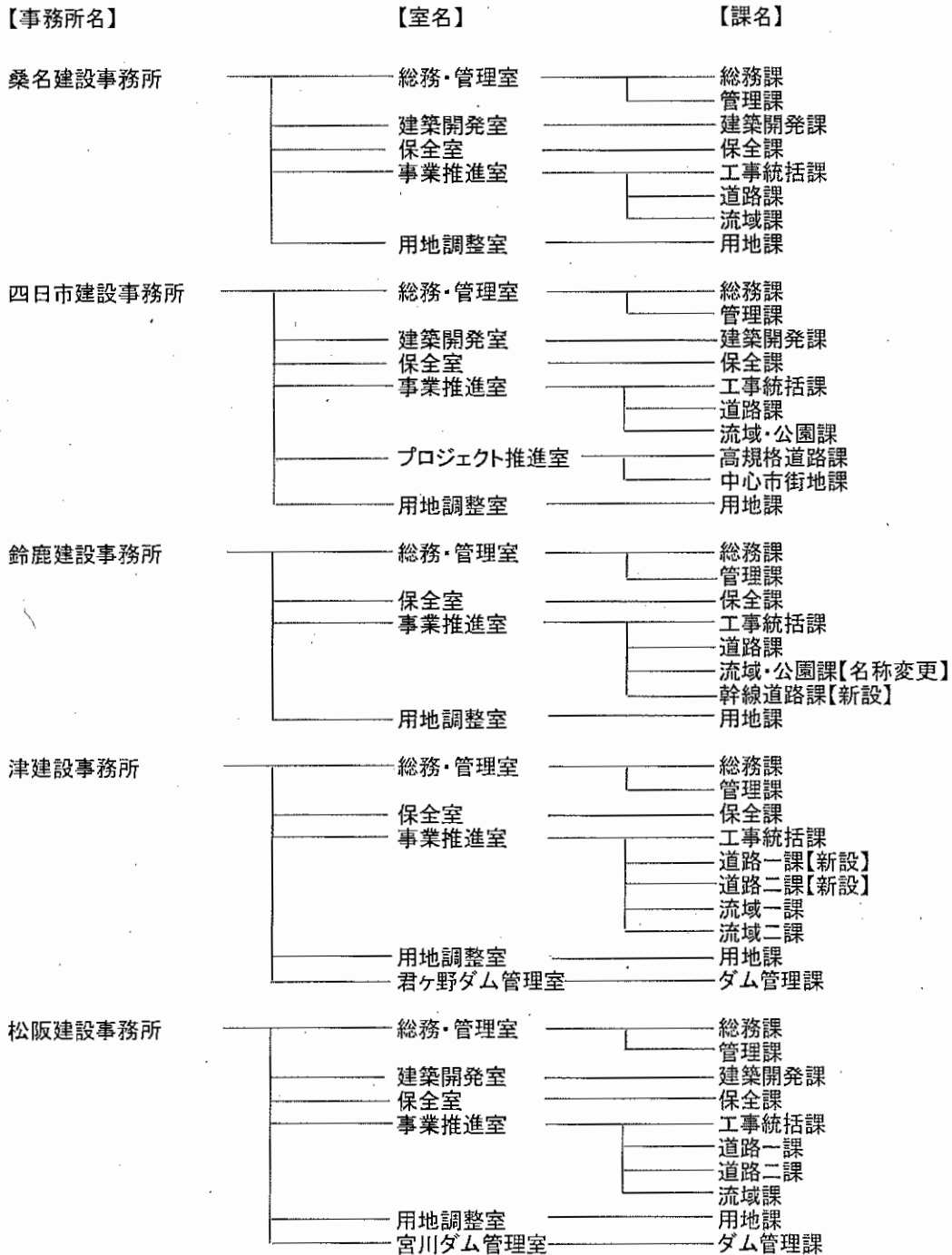
- 「事業・用地推進室」を再編し、「事業推進室」と「用地調整室」を設置

<尾鷲建設事務所用地調整室用地課の新設>

- 用地調整室内に新たに「用地課」を設置

<熊野建設事務所災害復旧室の廃止>

- 「災害復旧室」を廃止し、事業推進室流域課を「流域一課」と「流域二課」に再編

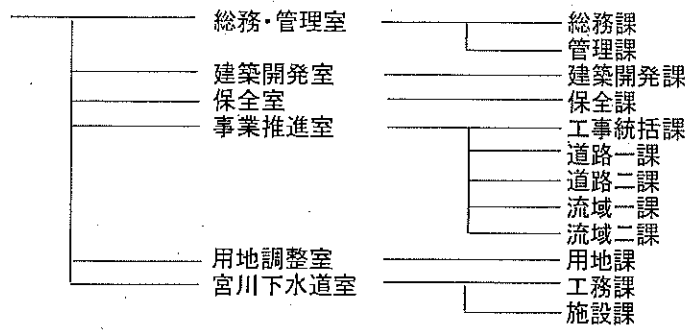


【事務所名】

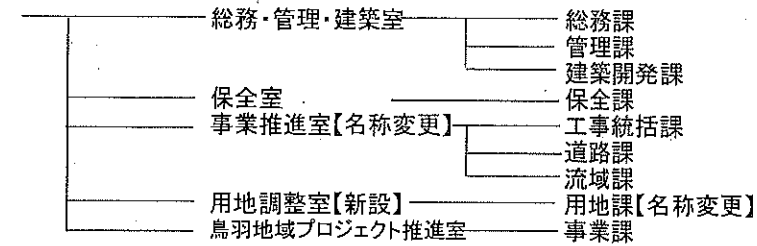
【室名】

【課名】

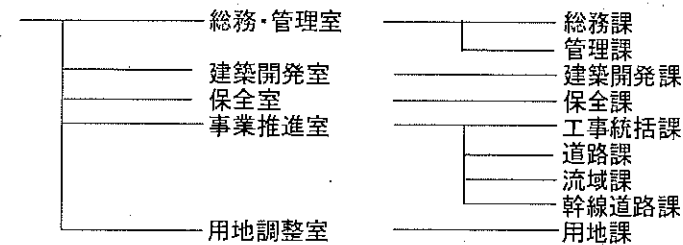
伊勢建設事務所



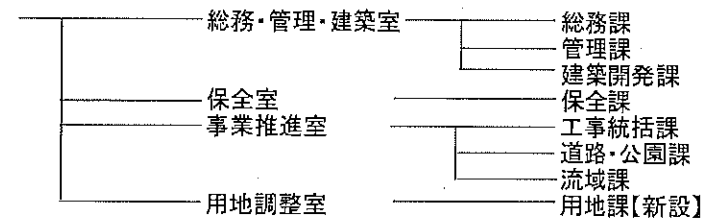
志摩建設事務所



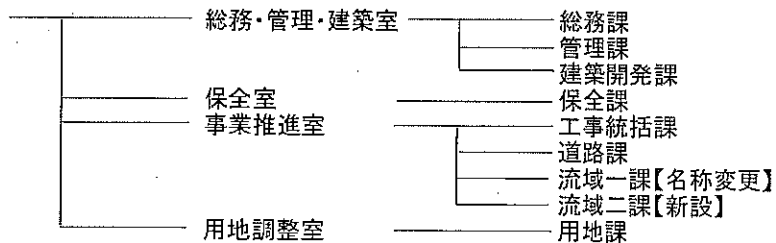
伊賀建設事務所



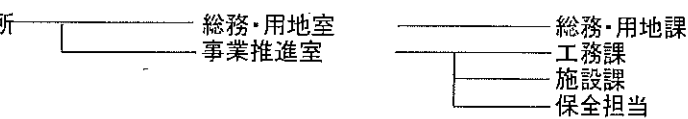
尾鷲建設事務所



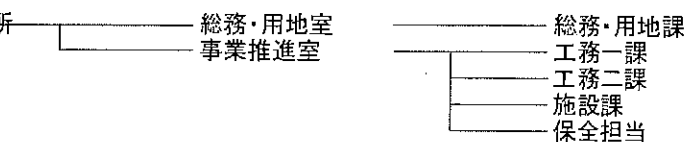
熊野建設事務所



北勢流域下水道事務所



中勢流域下水道事務所



平成27年度県土整備部幹部職員名簿（課長級以上＜補佐級室長含む＞）

平成27年4月1日現在

【本庁】

課名	職名	氏名	備考
	県土整備部長	水谷 優 兆	
	副部長 (企画総務担当)	福井 敏 人	
	副部長 (公共事業総合政策担当)	永納 栄 一	
	次長 (道路整備担当)	鈴木 学	
	次長 (流域整備担当)	満 仲 朗 夫	
	次長 (住まいまちづくり担当)	渡 辺 克 己	
県土整備総務課	課長	梅 村 和 弘	企画総務担当
	副参事 (土地開発公社・住宅供給公社・道路公社派遣)	長谷川 淳	
	課長	吉 岡 工	
	課長	田 米 千 秋	
	建設企画監	梅 川 幸 彦	
	人権・危機管理監	柘 屋 武	
公共事業運営課	課長	森 茂 也	公共事業総合政策担当
	副参事兼班長	吉 田 博 和	
	課長	新 堂 紳 一 郎	
	課長	山 口 尚 茂	
道路企画課	課長	梅 谷 幸 弘	道路整備担当
新名神推進課 (四日市市駐在)	参事兼課長	高 橋 建 二	
	副参事	藤 田 宗 広	
	副参事	古 沢 忠 士	
道路建設課	課長	中 野 伸 也	
道路管理課	参事兼課長	田 中 貞 朗	

課名	職名	氏名	備考
河川課	課長	岡田規生	流域整備担当
	副参事	角谷英雄	
防災砂防課	課長	久保拓也	
港湾・海岸課	課長	城本典洋	
流域管理課	課長	松枝信彦	
下水道課	課長	鵜飼伸彦	
	副参事	西野佐与武	
施設災害対策課	課長	池山隆久	
都市政策課	課長	中嶋中	住まいまちづくり担当
景観まちづくり課	課長	山田純	
建築開発課	課長	古川万	
住宅課	課長	長岡敏	
営繕課	課長	岡村佳則	
	副参事兼班長	中村定嗣	
	副参事兼班長	宮崎司	
建築審査監		尾崎幹明	
工事検査総括監		向井孝弘	工事検査担当
検査監		増田伊佐男	
検査監		河村透	
検査監		福田直之	
検査監		江藤武	
検査監		筒井正弥	
検査監		森木忠彦	

【地域機関】

事務所名	職 名	氏 名	備考
桑名建設事務所	所長	真 弓 明 光	
	副所長兼総務・管理室長	馬 場 立 巳	
	副所長兼保全室長	北 田 雅 一	
	建築開発室長	新 正 和	
	事業推進室長	中 西 良 久	
	用地調整室長	佐 藤 一 彦	
四日市建設事務所	所長	吉 田 勇	
	副所長兼総務・管理室長	山 口 剛 正	
	副所長兼保全室長	山 田 篤	
	建築開発室長	川 合 徳 男	
	事業推進室長	関 泰 弘	
	プロジェクト推進室長	内 山 敦 史	
	用地調整室長	片 山 義 正	
	技術管理監兼工事統括課長	山 口 成 大	
鈴鹿建設事務所	所長	幸 阪 芳 和	
	副所長兼総務・管理室長	杉 本 幸 八	
	副所長兼保全室長	竹 内 一 樹	
	事業推進室長	井 上 一 夫	
	用地調整室長	宮 田 守	
津建設事務所	所長	里 宏 幸	
	副所長兼総務・管理室長	安 藤 広 司	
	副所長兼保全室長	福 田 勝 許	
	事業推進室長	松 本 英 之	
	用地調整室長	城 山 芳 人	
	君ヶ野ダム管理室長	樋 口 欽 久	

事務所名	職名	氏名	備考
松阪建設事務所	所長	服部 喜幸	
	副所長兼総務・管理室長	奥野 進	
	副所長兼保全室長	大江 浩	
	建築開発室長	押越 隆広	
	事業推進室長	鳴川 容治	
	用地調整室長	北岡 信宏	
	宮川ダム管理室長	浅田 勝博	
	技術管理監兼工事統括課長	千種 藤紀	
伊勢建設事務所	所長	中瀬 和人	
	副所長兼総務・管理室長	松林 重敏	
	副所長兼保全室長	片倉 一典	
	建築開発室長	安藤 亨	
	事業推進室長	松本 哲雄	
	用地調整室長	北口 哲士	
	宮川下水道室長	奥山 長	
	技術管理監兼工事統括課長	松並 孝明	
志摩建設事務所	所長	立花 充	
	副所長兼総務・管理・建築室長	山本 英樹	
	副所長兼保全室長	広田 哲也	
	事業推進室長	松橋 陽一郎	
	用地調整室長	松井 定	
	鳥羽地域プロジェクト推進室長	竹内 正幸	
伊賀建設事務所	所長	片山 靖浩	
	副所長兼総務・管理室長	服部 克哉	
	副所長兼保全室長	岩崎 彰	
	建築開発室長	小川 敬史	
	事業推進室長	佐竹 元宏	
	用地調整室長	森川 訓吉	

事務所名	職名	氏名	備考
尾鷲建設事務所	所長	柘植武志	
	副所長兼総務・管理・建築室長	大西宏明	
	副所長兼保全室長	倉田正明	
	事業推進室長	東幸伸	
	用地調整室長	村林正治	
熊野建設事務所	所長	井戸坂威	
	副所長兼総務・管理・建築室長	水谷雅宏	
	副所長兼保全室長	大川義摩	
	事業推進室長	関山治利	
	用地調整室長	中村彰良	
北勢流域下水道事務所	所長	森伸生	
	副所長兼総務・用地室長	木場毅彦	
	副所長兼事業推進室長	藤井穰	
中勢流域下水道事務所	所長	堀江俊光	
	副所長兼総務・用地室長	河村哲史	
	副所長兼事業推進室長	高木和広	

平成27年度当初予算

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

近い将来、南海トラフ地震等の大規模地震の発生が危惧されるとともに、近年、異常気象に伴う風水害が多発していることから、自然災害に備える基盤施設の整備等の取組をさらに推進する必要があります。また、県内の産業集積地や観光地などにおいて交通渋滞が頻発していること、さらに平成33年度の国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の本県開催に向けて、各競技会場への参加者や来場者の利便性、安全性の向上を図る必要があることから、幹線道路等の整備が求められています。これらの状況を踏まえ、県民の皆さんの安全・安心の確保に向けて地震・津波、洪水、土砂災害等の対策を進めるとともに、命と地域を支える道路網の整備などに取り組みます。

とりわけ、激化する自然災害に備えるための地域防災力の強化として、平成26年8月豪雨による広島市での大規模な土砂災害などを踏まえ、土砂災害警戒区域の指定推進に向けた基礎調査の加速や土砂災害防止施設の整備を進めるとともに、河川堆積土砂の撤去を推進し、さらに公共土木施設のメンテナンスサイクルを確立して老朽化対策の推進を図ります。

これらを進めるにあたっては、三重県経営方針(案)に沿って次の取組に注力するなど、選択と集中を図りながら事業の推進に努めていきます。なお、4月の統一地方選挙を踏まえ、骨格的予算として編成しています。

(1) 自然災害から命を守るための緊急基盤整備

① 激化する異常気象に対応する基盤施設等の緊急整備

緊急性の高い河川管理施設や土砂災害防止施設の整備等

② 迫りくる地震・津波に対応する基盤施設等の緊急整備

河口部の河川堤防における脆弱箇所の補強、「粘り強い海岸堤防」に向けた計画づくり、木曾三川河口部の海拔ゼロメートル地帯をはじめとした河川・海岸施設の耐震対策等

③ 災害対応力の強化に向けた態勢整備

大規模地震・津波に際して道路啓開を迅速に展開できる態勢の整備等

④ 建築物の耐震化促進

木造住宅や不特定多数が利用する大規模建築物等に対する耐震診断・耐震改修の支援

(2) 命と地域を支える道路網の整備

① 命を支える道づくりの推進

緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担う幹線道路の整備等

② 地域を支える道づくりの推進

地域の力を生かした三重づくりを支える基盤となる幹線道路の整備等

③ 緊急輸送道路整備の推進

災害時に人員や物資などの交通(輸送)を確保するための緊急輸送道路の整備

(3) 激化する自然災害への緊急的な対応による地域防災力の強化

①土砂災害に備えた対策の推進

土砂災害警戒区域の指定推進に向けた基礎調査の加速（基礎調査の完了年度を、従来の目標から5年間前倒し平成31年度完了とする）、土砂災害防止施設の整備

②河川堆積土砂撤去の推進

当該年度の実施箇所や今後2年間の実施候補箇所を市町と共有しながら撤去を推進

③公共土木施設の老朽化対策の推進

緊急点検の結果に基づく緊急修繕の完了、メンテナンスサイクルの確立による効率的な修繕・更新

④大規模災害に対応する都市計画基本方針の策定

地震津波等大規模災害に対応する都市づくりに向けた基本方針の策定

(4) 技術力を持ち地域に貢献できる建設業の活性化

地域の安全・安心や雇用を支える建設業の活性化への支援

2 主な重点項目

(1) 自然災害から命を守るための緊急基盤整備

①激化する異常気象に対応する基盤施設等の緊急整備【緊急課題解決1】

○緊急河川改修事業

予算額 281,000千円

洪水被害の防止、軽減を図るため、水門等の改修や治水上支障となっている河川堆積土砂の撤去を進めます。

○災害時要援護者関連施設対策事業

予算額 328,010千円

土砂災害危険箇所内に立地する要配慮者利用施設（病院、老人ホーム等）を保全するため、土砂災害防止施設（砂防堰堤、擁壁等）の整備を進めます。

○水防情報提供事業

予算額 125,000千円

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、人的被害の軽減を図るため、市町が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の作成や、市町による避難情報発出の参考となる水位情報等を確実に提供するためのシステム整備を進めます。

②迫りくる地震・津波に対応する基盤施設等の緊急整備【緊急課題解決1】

○河川施設緊急地震・津波対策事業

予算額 961,250千円

津波浸水予測区域内の河川堤防における脆弱箇所(183箇所)について、緊急に補強を行うとともに、河川堤防や、河口部に設置されている大型水門・排水機場について、耐震対策を進めます。なお、木曾三川河口部の海拔ゼロメートル地帯等における国直轄事業による堤防の耐震対策を促進します。

○海岸保全施設緊急地震・津波対策事業

予算額 1,612,500千円

海岸堤防の耐震対策(堤防基礎地盤の液状化対策)を進めるとともに、地震・津波に対して「粘り強い海岸堤防」とするための計画づくりを進めます。

○急傾斜施設等緊急地震・津波対策事業

予算額 336,730千円

津波浸水予測区域内の土砂災害危険箇所において、避難地・避難路を保全するため、擁壁等の急傾斜施設の整備を進めます。

③災害対応力の強化に向けた態勢整備【緊急課題解決1】

○道路啓開対策事業

予算額 314,115千円

大規模地震・津波が発生した際に孤立が懸念される熊野灘沿岸地域において、必要な資材を備蓄する道路啓開基地の整備及びりダンダンシーの確保が困難な箇所の道路構造強化など、道路啓開(緊急車両等が通れるように、がれきなどを処理し、段差を修正するなど、救援ルートとして最優先で確保すること)を迅速に展開できる態勢の整備を進めます。

平成27年度は、道路啓開基地6箇所、道路構造強化5箇所を整備し、全ての計画箇所(道路啓開基地14箇所、道路構造強化21箇所)を完了させます。

④建築物の耐震化促進【緊急課題解決1】

○待ったなし!耐震化プロジェクト

予算額 166,560千円

地震による被害を軽減させるため、木造住宅の耐震診断、耐震補強等を支援し、住まいやまちの安全性を高めます。

○大規模建築物耐震対策促進事業

予算額 119,935千円

建築物の地震に対する安全性の向上を図り、県民の生命、身体を保護するために、不特定多数が利用する大規模建築物等(ホテル、旅館等)に対する耐震診断及び耐震改修の支援を行います。

(2) 命と地域を支える道路網の整備

①命を支える道づくりの推進【緊急課題解決2】

○命を支える道づくり事業 予算額 1, 100, 000千円

県民の命と暮らしを守るため、緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担う「新たな命の道」としての幹線道路の整備を進めるとともに、未事業化区間の早期事業化に努めます。

【主な路線】

熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、熊野道路、新宮紀宝道路 等

②地域を支える道づくりの推進【緊急課題解決2】

○地域を支える道づくり事業 予算額 9, 407, 109千円

集積する産業や魅力ある観光など、地域の今ある力を生かした三重づくりを支える基盤として、産業活動や観光交流に伴い増加する交通需要に対応し、交通渋滞の解消に資する幹線道路の整備を進めます。

【主な路線】

新名神高速道路、東海環状自動車道、国道1号北勢バイパス、国道23号中勢バイパス、国道1号桑名東部拡幅（伊勢大橋架替関連）、国道477号四日市湯の山道路、国道167号磯部バイパス 等

【うち平成27年度供用予定】

新名神高速道路（四日市JCT～新四日市JCT）、東海環状自動車道（新四日市JCT～東員IC）

③緊急輸送道路整備の推進【緊急課題解決1】

○緊急輸送道路整備事業

予算額 2, 422, 517千円

災害時に人員や物資などの交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を進めます。

【主な路線】

国道260号木谷工区、国道166号田引バイパス、都市計画道路松阪公園大口線 等

【うち平成27年度供用予定】

国道260号木谷工区、国道166号田引バイパス（一部完成）、都市計画道路松阪公園大口線（本線） 等

(3) 激化する自然災害への緊急的な対応による地域防災力の強化

①土砂災害に備えた対策の推進

○土砂災害警戒区域の指定推進に向けた基礎調査

予算額 135,000千円

土砂災害警戒区域の指定推進に向け、土砂災害危険箇所（16,208箇所）における基礎調査の完了年度を、従来の目標から5年間前倒しして平成31年度完了とするため、基礎調査を加速させます。

○土砂災害防止施設の整備

予算額 2,847,994千円

土石流やがけ崩れなどの土砂災害から人家、公共施設等を保全するため、土砂災害防止施設（砂防堰堤、擁壁等）の整備を進めます。

②河川堆積土砂撤去の推進（再掲）【緊急課題解決1】

○河川堆積土砂対策事業

予算額 260,000千円

河川における洪水時の流下能力を確保するため、堆積土砂の撤去を進めます。

なお、堆積土砂の撤去にあたっては、当該年度の実施箇所や今後2年間の実施候補箇所を市町と共有しながら実施していきます。このほか、砂利採取を活用した土砂撤去の促進を図ります。

③公共土木施設の老朽化対策の推進

○公共土木施設の緊急修繕の完了とメンテナンスサイクルの確立（一部再掲）

予算額 4,046,138千円

公共土木施設の老朽化が進むなか、県民の安全・安心を確保するため、公共土木施設の老朽化対策として、緊急点検結果に基づく緊急修繕を平成27年度に完了させるとともに、点検・診断・措置・記録の確実な実施によりメンテナンスサイクルを確立し、効率的な修繕・更新等を進めます。なお、メンテナンスサイクルの確実な実施にあたり、「維持管理の見える化」に取り組めます。

④大規模災害に対応する都市計画基本方針の策定

○（新）大規模災害に対応する都市づくりに向けた基本方針の策定

予算額 14,905千円

集約型都市構造の形成に加え、地震津波等大規模な災害に備えた都市づくりに向け、都市計画マスタープラン改定のための基本方針の策定に着手します。

(4) 技術力を持ち地域に貢献できる建設業の活性化

○(新) 三重県建設産業活性化プラン策定事業

予算額 8,699千円

平成27年度末に「三重県建設産業活性化プラン」の計画期間が終了します。しかし、建設業界を取り巻く環境は、計画策定後大きく変化し、依然として厳しい状況にあることから、引き続き、地域の建設業が元気を回復し、県民が安全に安心して住むことができる災害に強い県土をつくるため、次期プランを策定します。

○地域人づくり事業（建設労働者雇用対策）

建設業若年労働者雇用拡大推進事業

予算額 300,000千円

地域における災害時等の安全・安心や雇用を支える産業として極めて重要な役割を担っている建設業の活性化に向けて、「三重県建設産業活性化プラン」に基づき、若年者の入職促進や人材育成を支援します。

平成27年度当初予算について

会計別総括表

(単位：千円)

区 分	平成26年度 当初予算 A	平成27年度 当初予算 B	対前年度比 B/A
一 般 会 計	79,438,201	68,062,187	86%
流域下水道事業特別会計	12,391,541	11,757,412	95%
港湾整備事業特別会計	154,552	160,682	104%
合 計	91,984,294	79,980,281	87%

事業別総括表 (一般会計)

(単位：千円)

区 分	平成26年度 当初予算 A	平成27年度 当初予算 B	対前年度比 B/A	
公 共 事 業	国 補 公 共 事 業	23,329,467	19,710,453	84%
	直 轄 事 業	16,607,500	13,378,561	81%
	県 単 公 共 事 業	19,497,526	14,458,580	74%
	小 計	59,434,493	47,547,594	80%
	受 託 公 共 事 業	585,614	562,604	96%
	災 害 復 旧 事 業	5,124,066	5,041,600	98%
	計	65,144,173	53,151,798	82%
非 公 共 事 業	14,294,028	14,910,389	104%	
合 計	79,438,201	68,062,187	86%	

三重県建設産業活性化プラン

1 三重県建設産業活性化プランの概要

地域の建設業は、良質な社会資本の整備、災害時等の安全・安心や地域の雇用の確保など、重要な役割を担っています。

しかしながら、建設投資の減少に伴い受注競争が激化するなど、建設業を取り巻く経営環境は非常に厳しくなり、その活力をなくしてきていたため、工事の品質低下への懸念、災害時等の緊急対応への不安、また、地域経済への影響などが課題となっていました。

そこで、建設業界と三重県が一体となって協議を進め、外部有識者会議の議論を経て、平成24年3月に、建設産業の活性化に向け、その実現のための取組を、「三重県建設産業活性化プラン（取組期間：平成24年度～平成27年度の4年間）」としてまとめました。

「三重県建設産業活性化プラン」では、三重県の建設業の将来ビジョンを「技術力を持ち地域に貢献できる建設業～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～」とし、本プラン実現のため、「技術力」、「地域貢献」、「経営力」の3つのキーワードにより、8つの取組を行っています。

2 平成26年度の取組

技術力の維持・向上の取組については、若年者の入職促進と人材育成のために、「地域人づくり事業」を活用し、新規雇用につなげました。また、総合評価方式の入札において、技術力を持った企業を適正に評価できるよう改善を図りました。

地域貢献の取組については、持続的に社会資本等の維持管理を行うために、特に雪氷業務の多い建設事務所において、小規模修繕、雪氷、道路除草の各業務委託を包括して地域維持型JV^{*}に対し発注しました。また、不良・不適格業者を排除するため、平成26年10月から社会保険等への加入を建設業者の入札参加要件に追加しました。

経営力改善の取組については、受注者の適正な利潤が確保できる予定価格とするために、労務単価について、通常4月改訂のところを2カ月前倒しして2月に改訂するとともに、資材単価について、通常4月、11月の改訂に加え、生コンクリートなど主要資材の単価改訂を実施しました。また、適切な見積を行わずに入札に参加した企業が受注するといった弊害を防ぐために、予定価格の事後公表を試行しました。

※地域維持型JV：地域における公共土木施設の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を構築することによりその実施体制を安定確保するために結成される共同企業体

3 平成27年度の主な取組

建設業の理解促進に向けた情報提供の充実、建設業における若年者の人材育成支援、地域維持型契約方式の試行拡大、予定価格の事後公表の試行拡大等に取り組んでいきます。

また、建設業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることから、平成27年度末に終了する「三重県建設産業活性化プラン」に続く次期プランを、外部有識者会議等の意見もいただきながら、建設業界と連携して策定します。

将来ビジョン

技術力を持ち地域に貢献できる建設業

～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～

(取組期間：平成24～27年度)

キーワード

技術力

—技術力の向上・承継—

地域貢献

—地域から必要とされる建設業—

経営力

—「技術力」と「地域貢献」を実現—

取組目標

工事成績評定点の平均点

H22 81.8点 ⇒ H27 83.0点

地域・社会貢献に取り組む業者との契約率

H22 88.4% ⇒ H27 95.0%

売上高経常利益率の平均値 (売上高1億円以上)

H22 Δ0.18% ⇒ H27 +0.20%

取組

取組1 継続的な技術力の維持・向上

取組項目

- (1) 品質確保のための技術力向上
- (2) 技術力を持った企業の活用
- (3) 技術力を持った技術者の活用

取組2 優れた人材の確保・育成

取組項目

- (1) 新規就業者の確保
- (2) 若手技術者の育成と技術承継

取組3 受発注者間の連携強化

取組項目

- (1) 受発注者間のコミュニケーション向上
- (2) CALS/ECの推進

取組4 地域の安全・安心の確保

取組項目

- (1) 災害等の緊急対応への取組強化
- (2) 地域維持型の契約方式の導入

取組5 地域経済の活性化

取組項目

- (1) 地域雇用の確保
- (2) 地元企業からの資材購入

取組6 地域に貢献できる企業の存続

取組項目

- (1) 地域貢献活動の取組強化
- (2) 地域企業の活用推進
- (3) 不良・不適格業者等の排除

取組7 経営基盤の強化

取組項目

- (1) 経営の効率化
- (2) 経営相談・各種融資制度の活用・支援
- (3) 企業合併・連携の推進
- (4) 入札契約制度の改善

取組8 新分野進出による経営多角化

取組項目

- (1) 新分野進出の支援制度・体制の整備
- (2) 助成金等の活用促進

入札・契約制度

本県の入札・契約においては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）の基本理念である「現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成・確保」及び「価格と品質が総合的に優れた内容の契約」等を実現するため、公平性、透明性及び競争性を確保しつつ、不良不適格建設業者の排除等適正化を進めています。

1 入札・契約方式

地方公共団体の契約の締結方法については、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約などがあり、政令で定める場合に該当するときに限り、指名競争入札又は随意契約などを行うことができます。（地方自治法第 234 条第 1 項、第 2 項）

本県の建設工事（調査・測量・設計業務委託を除く）の主な入札契約方式は、以下のとおりです。

(1) 一般競争入札

ア 「一般競争入札」

- ・ 予定価格が 20 億 2 千万円以上の工事 <WTO 対象工事（※）>
- ・ 入札に参加するには、建設業の許可、経営事項審査の受審と有効期限、三重県建設工事等入札参加資格者名簿への登録（入札参加時に登録がなくても開札時までには整えば良い）が必要

イ 「条件付き一般競争入札」

- ・ 予定価格が 20 億 2 千万円未満の工事 <WTO 対象外工事>
- ・ 入札に参加するには、建設業の許可、経営事項審査の受審と有効期限及び三重県建設工事等入札参加資格者名簿の「土木一式工事」や「建築一式工事」など建設業法に示す全 28 の「建設工事の種類」に応じた登録が必要であり、各工事の入札で設定される地域要件、工事实績要件などを満たすことも必要

※WTO 対象工事：世界貿易機関政府調達協定に基づき「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」により規定される金額（建設工事の調達契約は 1,500 万 SDR：20 億 2 千万円）以上が対象

(2) 指名競争入札

- ・ 予め発注者が入札参加者を指名する方式
- ・ 契約の性質又は目的が一般競争入札に適さない場合など、地方自治法施行令第 167 条に規定される要件に該当する場合に適用することができる

(3) 随意契約

- ・発注者が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定する方式
- ・契約の性質又は目的が競争に適さない場合など、地方自治法施行令第 167 条の 2 に規定される要件に該当する場合に適用することができる

2 予定価格

競争入札又は随意契約により契約を締結するときは、原則として契約金額の上限基準となる予定価格を設定します。

設定にあたっては、予算の範囲内で、取引の実勢価格、市場価格、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めます。(三重県会計規則第 65 条及び同運用方針)

なお、本県では、予定価格を探ろうとする者から発注者への不当な圧力や不正行為の防止など入札の公正性を確保する観点から、入札公告において予定価格を事前公表しています。

また、適正な見積を行うことなく入札に参加する企業もいることから、適正な見積による入札参加を促すため、平成 26 年 10 月から予定価格の事後公表を試行しています。

3 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度

(1) 低入札価格調査制度

- ・契約の内容に適合した履行を確保するため、落札候補者に対してその入札価格によって契約が履行できる資料の提出を求め、提出資料の調査分析、事情聴取などによる調査を行い、落札者を決定する制度
- ・本県の建設工事に係る低入札調査基準価格は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会(※)が定めるモデル(以下「中央公契連モデル」という。)の計算式により算出
- ・低入札調査基準価格(予定価格の 87% 程度の額)未満の入札があった場合は、履行の可能性について調査を実施

※中央公共工事契約制度運用連絡協議会(中央公契連):公共工事の適正な施工に寄与することを目的に、国の機関、特殊法人等で構成される連絡協議会のこと

(2) 最低制限価格制度

- ・契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、予定価格の 10 分の 9 から 10 分の 7 までの範囲内で最低制限価格を設定したうえで、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする制度
- ・本県の建設工事に係る最低制限価格は、中央公契連モデルの低入札価格調査基準価格を求める計算式を準用して算出

4 落札者の決定方式

(1) 最低価格落札方式

予定価格以下の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする方式

(2) 総合評価方式

- ・価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた者を落札者とする方式
- ・本県では、下請けへのしわ寄せや労働条件の悪化等を防止するため、すべての工事に低入札価格調査制度を導入

5 三重県建設工事等入札参加資格【図－1】

本県が発注する建設工事の入札に参加するためには、建設業の許可を受け、経営事項審査を受けるとともに、入札参加資格申請書を知事に提出し、審査で適格者であると認められ、三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録される必要があります。

(1) 建設業の許可

建設業法で定める全28の「建設業」別に許可、有効期限は5年

ア 国土交通大臣許可

二以上の都道府県の区域に営業所を設けて営業しようとする事業者が取得

イ 知事の許可

一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする事業者が取得

(2) 経営事項の審査

本県発注の建設工事の入札に参加しようとする建設業の許可を持つ建設業者は、毎年定期的に許可行政庁において経営に関する客観的事項の審査（経営事項審査）を受けることが必要

6 三重県建設工事発注標準【表－1】【図－2】

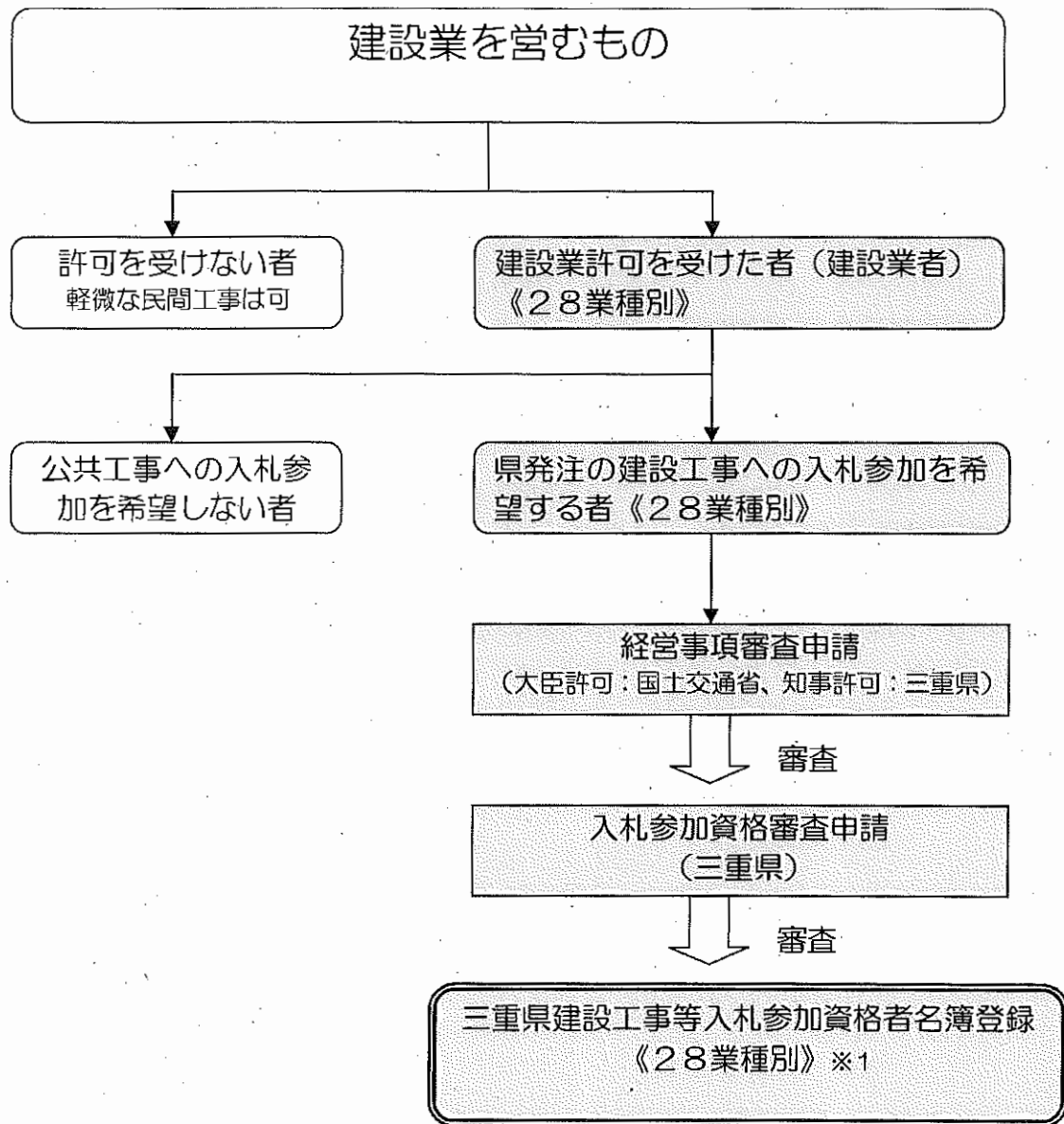
本県では、全28の「建設工事」の内、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、ほ装工事及び造園工事の6工事種別について、発注する工事の設計金額に応じ経営事項評価点数・技術等評価点数を加算した総合点及び1級技術者数からなる格付基準により、2～3段階の区分（ランク）に格付し、「三重県建設工事発注標準」として定めています。

また、発注方法においては、建設業界との協議を踏まえ、機動力がある一定規模の建設企業の経営体力強化のために、それらの建設企業の公共工事の受注機会が増加するよう入札参加可能範囲を見直し、Aランク業者の単独参加下限値を7,000万円以上に引き下げるとともに、Bランク業者の単独参加領域を設定しました。

7 今後の取組

引き続き、「三重県建設産業活性化プラン」と品確法の趣旨を踏まえ、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約制度となるよう取り組んでいきます。

図一1 三重県建設工事等入札参加資格



※1 「28業種」については、建設業法の一部改正により、法律の公布日（平成26年6月4日）から2年以内の施行日から、建設業許可の業種区分に「解体工事業」が新設され「29業種」となる。

表一 三重県建設工事発注標準
〔土木一式工事〕

区分	設計金額	格付基準
A	3,000万円以上	① 総合点840点以上 ② 1級技術者5名以上 (うち3名の公共工事の主任技術者の実績)
B	2,000万円以上 7,000万円未満	① 総合点760点以上 ② 1級技術者2名以上 (うち1名の公共工事の主任技術者の実績)
C	2,500万円未満	上記以外のもの

総合点＝経営事項評価点数＋技術等評価点数

※技術等評価点数＝①工事成績による点数

－②資格（指名）停止期間による点数

＋③環境マネジメントシステム導入による点数

＋④品質管理マネジメントシステム導入による点数

＋⑤契約後 VE 制度提案採用件数による点数

※1級技術者

一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士・技術士（建設・農業土木・水産土木・森林土木）

※公共工事の主任技術者の実績

過去5年以内に主任技術者として従事した実績

図一 発注方法
〔土木一式工事〕

一般競争入札 WTO	(条件付き一般競争入札)			
	県内Aランク (特定JVを想定)	県内Aランク 1,000点以上		管内Bランク
	管内Aランク (特定JVを想定)	管内Aランク		管内Cランク
県外業者 Aランク (特殊工事等JV)	参加資格要件 公共工事、同種工事、地域条件、工事成績、 配置予定技術者 等			

1,500万 SDR (※) 3億円 1.5億円 7千万円 3千万円 2.5千万円 2千万円

※国際通貨基金 (IMF) の特別引出権 (Special Drawing Rights の略称)

- ・参加可能業者数が少ない場合は、上位ランクが参加することができる。
また、7千万円以上1.5億円未満の工事では、県内Aランク1,000点以上の参加を考慮することができる。
- ・難易度の高い維持修繕工事などは、上位ランクによる入札とすることができる。
- ・Cランクで施工実績を求める場合は、必要に応じて県の受注実績などを考慮し、適切な設定を行うものとする。
- ・高度で専門的な技術を要する等の工事で、県内業者の育成のためやむを得ず県外業者との特定JVにより、発注する場合は、県外まで地域を拡大することができる。
- ・特定JVについては、三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱による。
- ・上下水道の管工事を含む。

公共工事における総合評価方式

1 概要

(1) 制度の概要

総合評価方式とは、公共工事の入札に関し、価格だけで落札者を決定する方式と異なり、品質を確保するための企業の技術力など、価格に加えて価格以外の要素を含めて評価し、総合的に優れた調達を実現する「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に位置づけられた落札者を決定する方式です。

(2) 三重県の状況

三重県においても、平成19年度から同方式を試行導入しており、現在年間約1,900件の建設工事のうち約300件、年間約1,000件の測量・設計業務のうち約150件について総合評価方式を適用しています。

総合評価方式の試行の結果、工事の品質確保はもとより、地域貢献や社会貢献活動に取り組む企業の増加や、平成23年度からの「施工体制確認型総合評価方式」による低入札契約の大幅な減少など、一定の効果が出てきています。

また、入札参加者との意見交換やアンケートの結果を参考にしながら、事務手続きにかかる負担の軽減、評価項目や評価基準の改善及び技術提案やヒアリングの審査・評価の公正性・透明性の向上を目的として、平成26年度に評価方法を見直しました。

(3) 見直した内容

① 事務負担の軽減

- ・ 地域、企業、技術者要件などの客観評価のみで評価するタイプの適用範囲を拡大
- ・ 技術提案の項目数を、1テーマあたり5項目から3項目に削減
- ・ 落札候補者のみ客観評価項目の申告内容について詳細確認を行う事後審査方式を導入

② 評価項目、評価基準

- ・ 評価の目的などに応じて評価項目を改善
- ・ 小規模業務委託や雪氷対策業務委託は、地域状況などに応じて評価
- ・ 社会貢献度の評価項目は現況を維持し、企業の過度な負担に考慮
- ・ 技術者の工事实績の評価割合を軽減し、企業の施工能力を重視するため、企業の工事实績を評価項目に追加

③ 審査・評価

- ・技術提案の評価結果について、請求に応じ項目ごとの点数を通知
- ・地域状況や現場特性などをより反映できる審査・評価体制に移行
- ・技術提案などの評価に対し、地域・企業・技術者要件などの評価の割合を重視
- ・審査・評価の公正性・透明性の向上のため、ヒアリングの評価視点を「業務への取組姿勢及び応答性」から「工事監理能力の確認」に変更

2 課題・問題点

総合評価方式については、公共工事の品質確保と審査・評価の公正性、透明性を保ち、評価方法や事務手続きの簡素化などさらに改善を行っていく必要があります。

3 対応方針

引き続き、受発注者との意見交換や学識経験者の意見聴取を参考に実施効果の検証を行い、「三重県建設産業活性化プラン」に続く次期プランの方向性も踏まえながら、評価方法や事務手続きなど必要な改善を行い、適切な運用に取り組んでいきます。

土木一式工事における総合評価方式 平成27年度 標準案

【平成27年度 標準案】

		簡易型B 技術提案 1テーマ	着色箇所項目選択可	着色箇所配点変更可				
大項目	中項目	小項目	簡易型B 標準的な配点 (案)				評価基準・配点等の設定の考え方	
企業 の 能 力 等	地域精進度 ・ 貢献度	地域精進度	本店等所在地	10	15	22	<ul style="list-style-type: none"> ・県との災害協定で、毎年度、訓練等の活動実績がある協定: 9点 ・県との災害協定で、訓練等の活動実績がない協定: 3点 ・県以外との災害協定: 3点 	
			施工箇所地域 における工事実績	5				
		地域貢献度	雪水対策元請実績	5				
			小規模業務委託元請実績	5				
			公共施設美化活動実績	3				
			災害協定の評価	9				
	社会 貢献度	社会貢献度	次世代育成支援活動実績	10	10	110		<ul style="list-style-type: none"> ・4項目(「次世代」、「男女共同」、「障がい者」、「ISO14001(M-EMS)」)を評価 ・実績等項目数による評価 (4項目: 10点 3項目: 9点 2項目: 8点 1項目: 5点 左記以外: 0点)
			男女共同参画活動実績					
			障がい者雇用実績					
			環境マネジメントシステムの 認証 (ISO14001、M-EMS)					
県内企業による施工			5				5	
企業の 技術力等	工事実績	評価対象工事の実績	20	48	135	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準: 下限: 75点 上限: 90点 直線式評価 計算式: (平均工事成績点-75)×20/15 (少数以下切り捨て) ・県の平均工事成績点がない場合に限り、国交省が公表している平均工事成績点を評価対象とすることが出来る。 		
		平均工事成績	20					
	品質マネジメント の認証 (ISO9000S)	3						
	労働安全衛生管理 システムの認証	5						
	受注工事高	10	10					
技術者 の能力	技術者 の能力	主任(監理)技術者又は 現場代理人としての工事実績	20	25	25	<ul style="list-style-type: none"> ・受注工事高をベースとした評価 (当該年度に契約した公共機関等発注の契約額2千5百万円以上の土木一式工事の契約額) / (所属する1級技術者数) ・予定価格8千万円未満の場合は評価 ・設定時の標準配点: 5点 		
		1級土木施工管理技士の資格	5					
		継続学習制度 (CPD)	5					
技術 提案 等	技術 提案	発注者が指定するテーマ・ 項目について 施工上留意すべき課題と対策	60	80	80	<ul style="list-style-type: none"> ・1テーマあたり3項目 ・提案を求める項目内容を全て明示 ・項目毎配点を項目の重要度等に応じて設定し明示 ・項目毎に5段階評価 ・請求に応じ項目毎の結果(点数)を通知 		
	ピア リング	配置予定技術者の 工事監理能力の確認等	20					
(標準点 100点) + 加算点 20点換算			215					
			換算 20.0 点	(換算時、少数2位切り捨て)				

三重県公共事業評価制度

1 概要

本県では、公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正に実施するため、事前・事中・事後の各評価システムを一体的に機能させた評価サイクルを構築しています。

(1) 事前評価

平成14年度予算編成から「公共事業事前評価システム」を導入し、効率的・効果的な社会資本整備の実現を図るために、事業実施前に公共事業の必要性とその効果について客観的な評価を行い、公共事業の実施を決定したプロセスの透明化を図っています。

(2) 事中評価

平成10年度から「公共事業再評価システム」を導入し、事業着手後一定期間を経過した事業等を対象に、事業継続の適否を評価しています。評価の妥当性については、三重県公共事業評価審査委員会に諮り、委員会の答申を踏まえ、事業継続の適否を決定しています。

(3) 事後評価

平成15年度から「公共事業事後評価システム」を導入し、事業完了後一定期間を経過した事業を対象に、事業の効果や周辺環境への影響等を確認し、評価しています。評価の妥当性については、三重県公共事業評価審査委員会に諮り、委員会の答申を踏まえ、今後実施する事業の計画又は実施中の事業への反映に努めています。

2 今後の進め方

(1) 事前評価

平成26年度は、事業実施予定箇所467箇所について評価を実施し、事業実施の妥当性を確認しました。平成27年度は、6月補正予算成立後に公表予定です。

(2) 事中評価

平成26年度は、河川事業、林道事業など6事業の評価を実施し、委員会の審議を受け事業継続が了承されました。平成27年度は、河川事業、林道事業など12事業の評価を実施し、委員会の審議を受ける予定です。

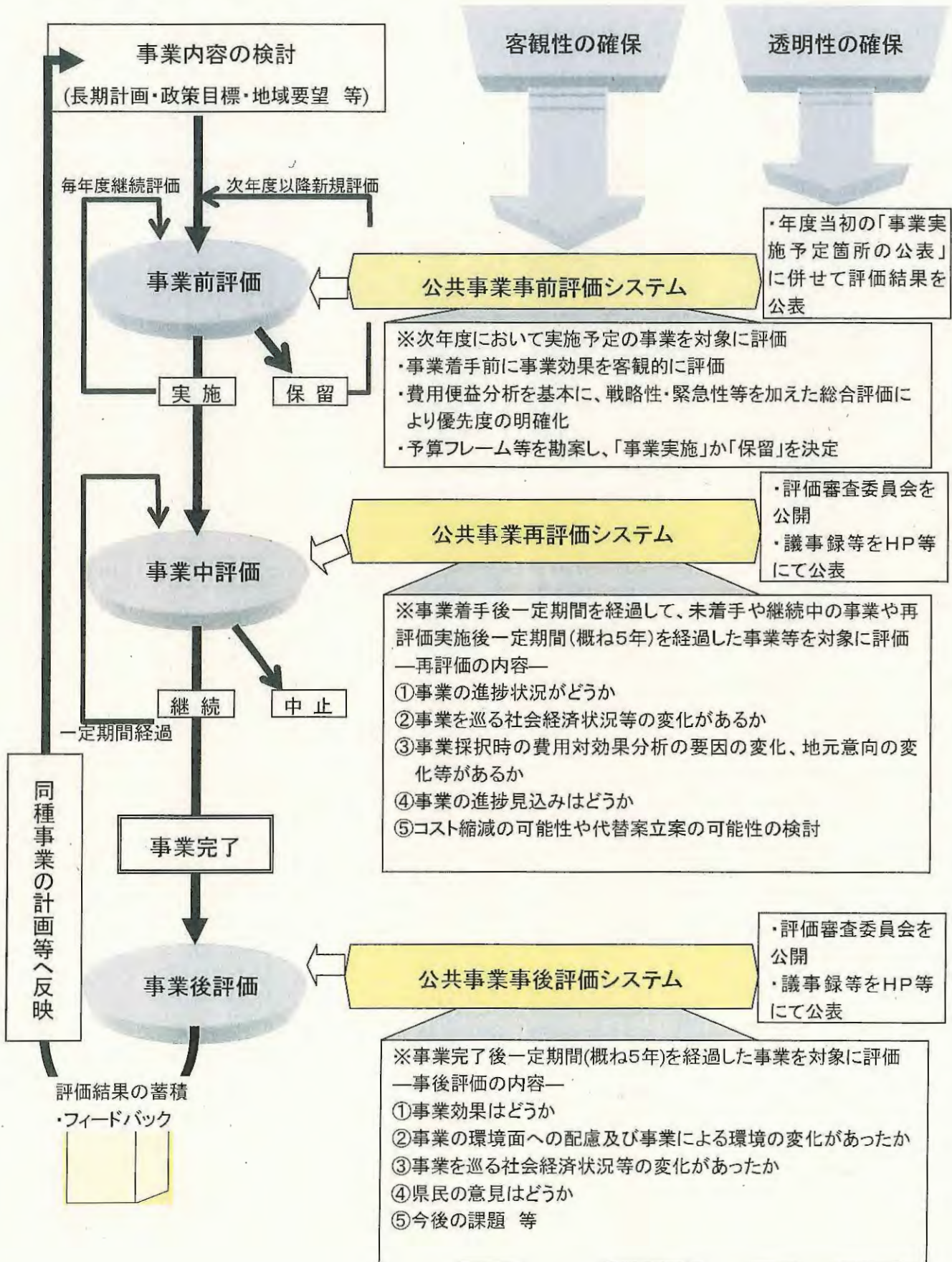
(3) 事後評価

平成26年度は、道路事業など10事業の評価を実施し、委員会の審議を受け事業の妥当性が認められました。平成27年度は、砂防事業など9事業の評価を実施し、委員会の審議を受ける予定です。

なお、平成27年度は、事中・事後評価に関して、延べ7回の三重県公共事業評価審査委員会を開催する予定です。

三重県公共事業評価制度

三重県公共事業評価サイクル



幹線道路網（高速道路網・直轄国道）の整備

1 現 状

本県における道路整備に関しては、「みえ県民カビジョン・行動計画（平成24年度から平成27年度までの4年間）」における「選択・集中プログラム」に『命と地域を支える道づくりプロジェクト』を位置づけるなど、幹線道路等の整備やミッシングリンクの解消に向けた取組を重点的に進めています。

現在、県内各地で様々な幹線道路等の整備が進められており、着実に成果を挙げていますが、ミッシングリンクが残っているなど、現状の道路網ではまだまだ道半ばの状況です。道路はつながってこそ初めてその効果を発揮するため、進めている事業の一日も早い完成を目指すとともに、未事業化区間が早期に事業化されるよう、市町や他県と連携・協力を図り、国等に対し強く働きかけています。

主な事業路線

- ・新名神高速道路（四日市JCT～亀山西JCT（仮称））
- ・熊野尾鷲道路（Ⅱ期）（尾鷲北IC～尾鷲南IC）
- ・熊野道路（熊野大泊IC～熊野IC（仮称））
- ・新宮紀宝道路（紀宝IC（仮称）～新宮北IC（仮称））
- ・東海環状自動車道（新四日市JCT～三重・岐阜県境）
- ・国道 1号 北勢バイパス、関バイパス、桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）
- ・国道 23号 中勢バイパス
- ・国道 25号 名阪国道
- ・国道 42号 松阪多気バイパス
- ・国道258号 大桑道路

※以下IC及びJCT名の仮称は省略します。

2 課題・問題点

- (1) 集積する産業や魅力ある観光など、地域の今ある力を生かした三重づくりを支える基盤として、交通渋滞の解消に向けた幹線道路網の整備が求められています。
- (2) 大規模地震や集中豪雨等による孤立を防ぐとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、ひとたび災害が発生した場合の救助・救援活動や生活の復興の基盤となる幹線道路の整備を重点的に進めることが求められています。
- (3) 平成33年の国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「国体」という。）の本県開催に向けて、県内外からの各競技会場への参加者や来場者の利便性、安全性の向上を図るための道路整備が求められています。

3 対応方針

- (1) 産業・観光などの広域的な交流や、効率的な物流による県内外との連携を深めるため、幹線道路網の整備を引き続き推進していきます。

- (2) 緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担う幹線道路ネットワークの形成を引き続き推進していきます。
- (3) 高規格幹線道路や直轄国道のうち、現在、国体開催までの開通が公表されている路線については確実な完成を、公表されていない路線については国体開催までの開通の公表と確実な完成を引き続き国などに強く働きかけていきます。

4 取組

① 平成25年度まで

式年遷宮を契機とした交流・連携を広げ、地域を結ぶ道づくりに向けた幹線道路整備を重点的に進め、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路、紀宝バイパスは平成25年度までに全線供用しました。

② 平成27年度まで（みえ県民カビジョン・行動計画の目標期間）

平成26年度の主な供用開始区間

- ・中勢バイパスの津市野田の県道家所阿漕停車場線から津市高茶屋小森町の国道165号間
- ・国道260号錦峠
- ・北勢バイパスの四日市市垂坂町の市道垂坂1号線から四日市市山之一色町の市道日永八郷線間

平成27年度の取組としては、大規模地震や異常気象による集中豪雨等の自然災害の脅威に対し、地域の安全・安心を支えるとともに、集積する産業や魅力ある観光等、地域の今ある力を生かした三重づくりを支える基盤として、さらに平成33年の国体の本県開催に向けて、各競技会場への参加者や来場者の利便性、安全性の向上を図るため、新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパスや中勢バイパス、桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）等の整備を促進します。

近畿自動車道紀勢線については、平成25年度に全線開通した紀勢自動車道や熊野尾鷲道路のさまざまな整備効果が現れている中、東紀州地域のさらなる安全・安心の向上や活性化をめざし、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、熊野道路及び新宮紀宝道路の整備促進を図るとともに、未事業化区間（熊野IC～紀宝IC）の早期事業化を国等に一層強く働きかけるなど、地域の悲願である紀伊半島のミッシングリンク解消に向けた取組を進めます。

平成27年度は、次の区間の供用開始をめざします。

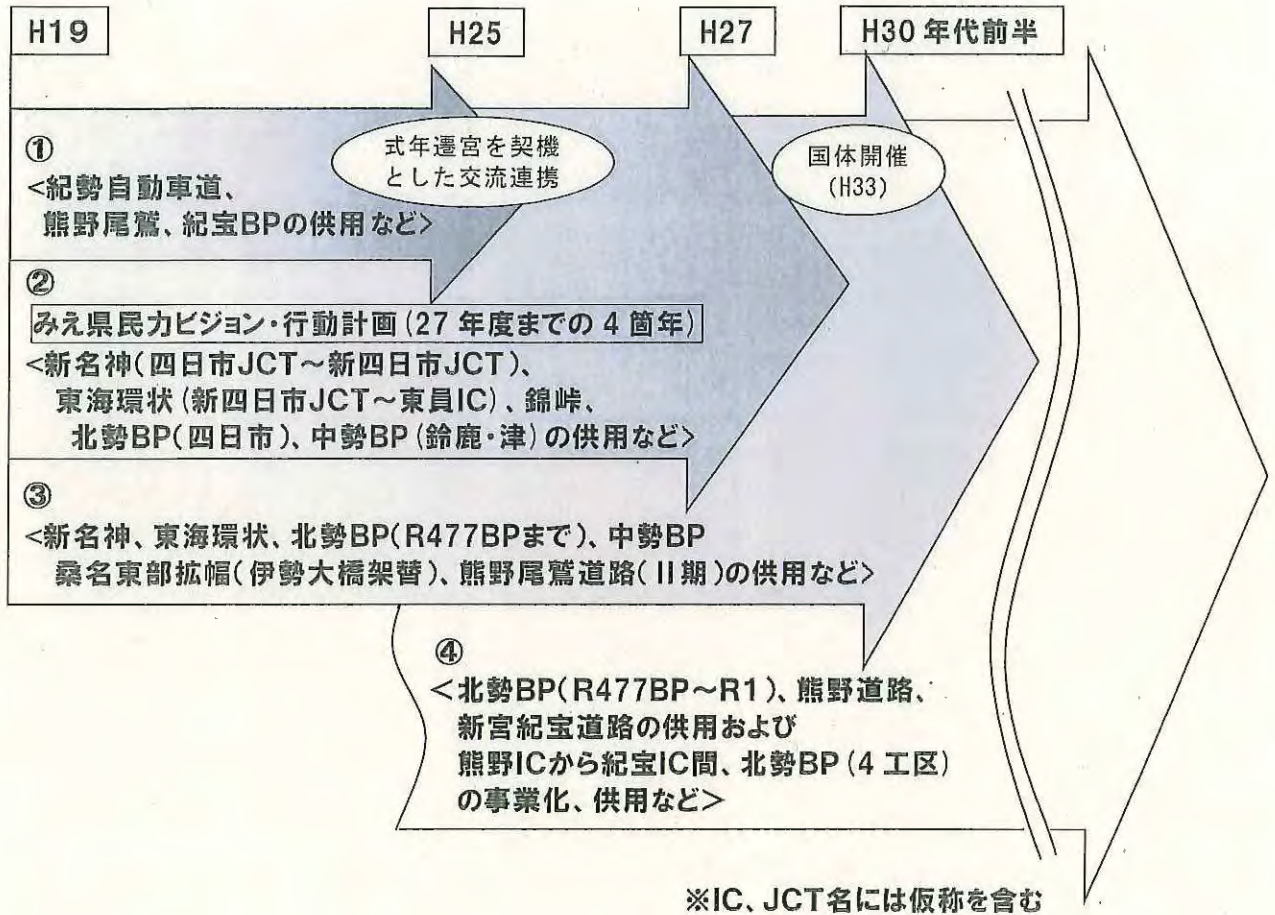
- ・新名神高速道路の四日市JCTから新四日市JCT間
- ・東海環状自動車道の新四日市JCTから東員IC間

③ 平成28年度以降

平成33年の国体の本県開催に向け、新名神高速道路の県内区間全線（平成30年度供用開始予定）と東海環状自動車道西回りの全線供用について、一日でも早く実現できるように国などに働きかけ整備促進を図っていきます。

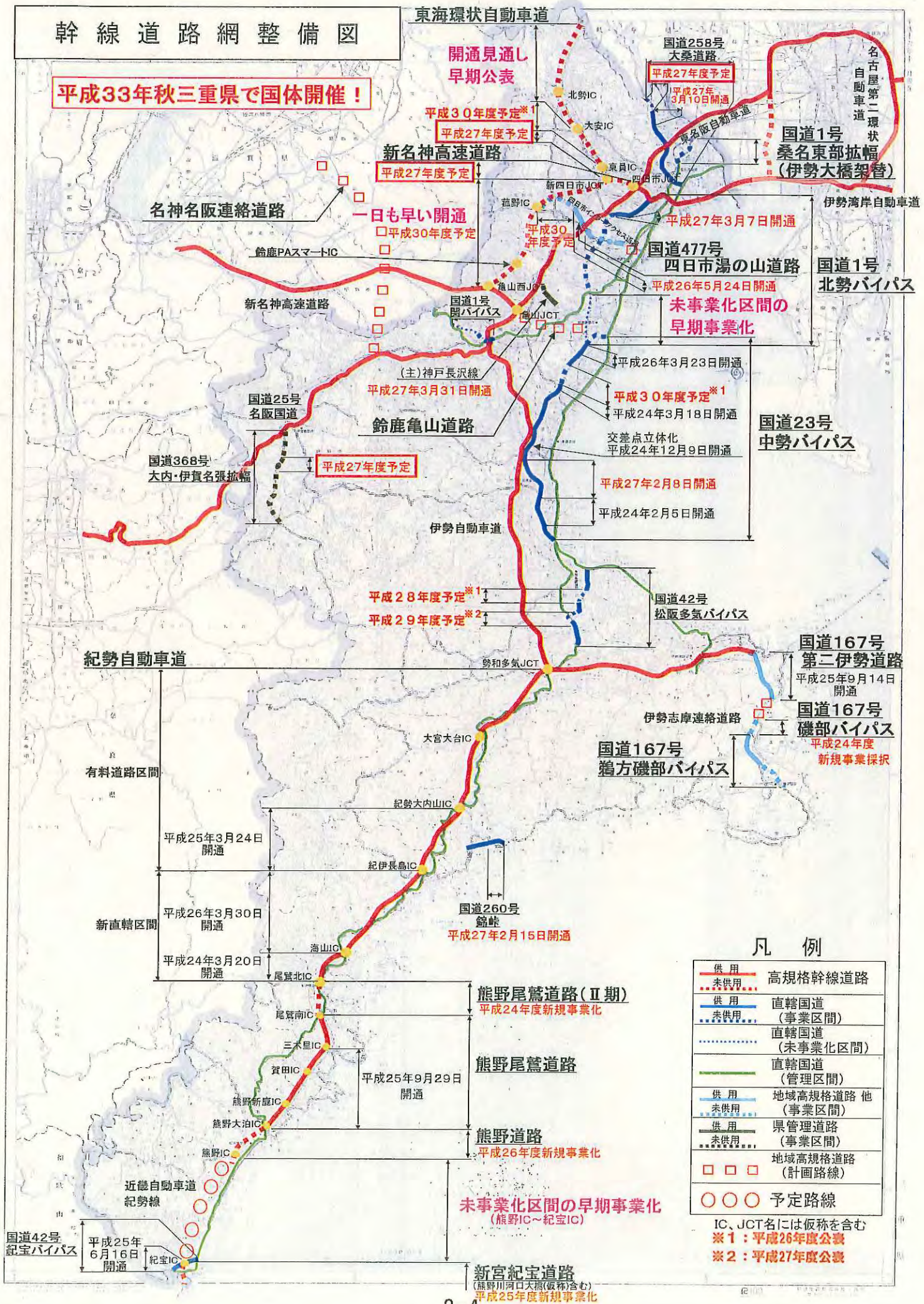
さらに、平成30年代前半までに中勢バイパスや、桑名東部拡幅の伊勢大橋架替関連区間、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）の全線や北勢バイパスにおいては、国道477号バイパス以北が供用できるよう、整備促進を図っていきます。

- ④ 熊野道路や新宮紀宝道路、北勢バイパスの国道477号バイパスから1号間等の早期供用をめざすとともに、熊野ICから紀宝IC間や北勢バイパスの4工区（国道1号から中勢バイパス）等の未事業化区間の早期事業化、供用をめざします。



幹線道路網整備図

平成33年秋三重県で国体開催！



凡例

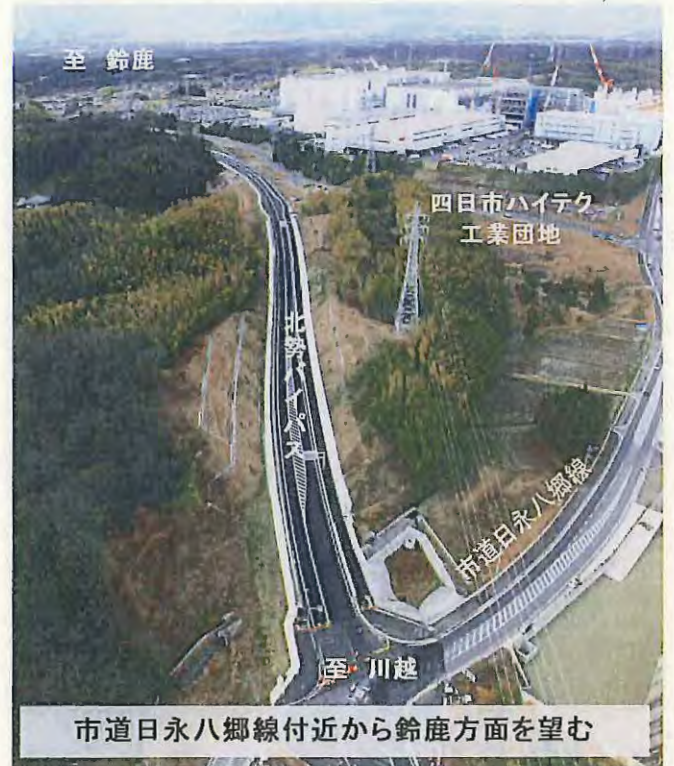
供用	高規格幹線道路
未供用	高規格幹線道路
供用	直轄国道 (事業区間)
未供用	直轄国道 (事業区間)
供用	直轄国道 (未事業化区間)
未供用	直轄国道 (未事業化区間)
供用	直轄国道 (管理区間)
未供用	直轄国道 (管理区間)
供用	地域高規格道路 他 (事業区間)
未供用	地域高規格道路 他 (事業区間)
供用	県管理道路 (事業区間)
未供用	県管理道路 (事業区間)
□ □ □	地域高規格道路 (計画路線)
○ ○ ○	予定路線

IC、JCT名には仮称を含む
 ※1：平成26年度公表
 ※2：平成27年度公表

①東海環状自動車道（東員町長深地内）



④北勢バイパス（四日市市垂坂町地内）



②新名神高速道路（四日市市小牧町地内）



⑤中勢バイパス（津市高茶屋小森町地内）



③熊野尾鷲道路（Ⅱ期）（尾鷲市坂場西町）



県管理道路の整備

1 現 状

県管理道路の整備については、平成15年度に策定・公表した「新道路整備戦略」に基づき、計画的に整備を推進してきました。

県管理の国道、県道の道路改良率は、平成26年4月現在、73.2%となっており、これは全国平均(81.9%)に比べ8.7%低く、全国順位も39位と下位となっています。

道路整備に対する県民の期待は依然として高く、県としても道路整備への幅広いニーズに応えるため、「新道路整備戦略」に代わり、今後の県管理道路の整備の方向性を示した「道路整備方針」を平成23年6月に策定・公表しました。

「道路整備方針」では、これまでの抜本的な改良(2車線整備)に加え、部分的な改良などの柔軟な整備手法(車がすれ違うための待避所等を設置)を取り入れています。

2 課題・問題点

- (1) 県内の道路整備の状況は道半ばであり、県民ニーズに応えるために、事業中箇所¹の整備推進や新規箇所²の事業化に必要な道路予算を確保する必要があります。
- (2) 南海トラフ巨大地震などの大規模災害の発生に対応するため、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を進める必要があります。
- (3) 平成33年の国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の本県開催に向けて、県内外からの各競技場への参加者や来場者の利便性・安全性の向上を図るための道路整備を進める必要があります。

3 対応方針

- (1) 「平成27年度道路事業計画」に基づき、事業中箇所¹の整備推進や新規箇所²の事業化に必要な道路予算を確保し、引き続き県管理道路の整備を進めていきます。
- (2) 大規模災害からの県民の命と暮らしを守るとともに、高規格幹線道路、直轄国道と一体となった道路ネットワークを構築するため、引き続き緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備を進めていきます。
- (3) 平成29年度までに競技会場が選定されることから、整備が必要な箇所(路線)について、国や市町等と連携しながら検討・整備を進めていきます。

一般国道477号四日市湯の山道路(四日市市～菟野町)
 高角IC～県道四日市菟野大安線(通称:ミルクロード)
 (平成26年5月24日 4.4km供用)



一般国道260号 木谷バイパス(志摩市～南伊勢町)
 仮称:木谷トンネル L=433m



一般国道167号鶺鴒方磯部バイパス(志摩市)



一般国道368号 桜峠拡幅(多気町)



主要地方道久居河芸線 雲出野田バイパス(津市)
 (平成27年2月8日 0.8km供用)



道路の維持管理

1 現 状

県民のみなさんの安全・安心を確保するため、公共土木施設の適正な維持管理や交通安全対策は非常に重要です。

公共土木施設については、毎年新たに整備される施設に加え、昭和30年代から40年代の高度経済成長期に建設された橋梁等の施設が今後一斉に更新・修繕の時期を迎えます。平成24年12月には中央自動車道の笹子トンネル天井板落下事故が発生するなど、近年老朽化した道路施設の損傷による事故が増加しています。平成26年7月1日から、橋梁・トンネル等の定期点検が義務化され、これまで以上に適切な維持管理が求められています。

本県では、平成26年3月に全国に先立ち、県内すべての道路管理者が参画した「三重県道路インフラメンテナンス協議会」を設立し、意見調整・情報共有を行い、点検計画等について連携・協力し、道路インフラの予防保全・維持管理体制の強化を図るとともに、市町への技術的な支援を進めています。

また、他県では通学路における重大な交通事故が今なお発生しており、本県でも通学路の安全確保が重要な課題となっています。

2 課題・問題点

道路利用者が安全かつ安心に通行するためには、施設の現状を的確に把握し、将来の補修量を予測した計画的な事業の執行に努めるとともに、全ての道路管理者が問題意識を共有し、点検、診断、措置、記録というサイクル（メンテナンスサイクル）を継続的かつ確実に回していく必要があります。

しかしながら、市町の中には、保全業務に携わる土木技術者がいないなど技術面において大きな課題があるため、これらの市町に対して的確な支援を実施していく必要があります。

また、通学児童等の安全確保を図るため、平成24年度に実施した緊急合同点検結果による対策とともに、平成26年度から各市町が策定した「通学路交通安全プログラム」に基づく取組について、着実かつ継続的に推進していく必要があります。

また、住民参加型の維持管理である各種美化ボランティアや、地域の自治会等に除草業務を委託する事業を推進することも重要です。

3 対応方針

公共土木施設維持管理費の予算確保が厳しい状況のなか、ソフト対策も含め、きめ細かな管理・修繕を実施していきます。

(1) 道路施設の着実な維持管理

- ① 道路舗装については、適切に維持管理するため、平成24年度に「三重県道路舗装維持管理基本計画」を策定し、この計画に基づき将来の舗装補修費用を予測した計画的な予算の確保および効率的な舗装修繕を実施していきます。

- ② 橋梁修繕については、平成18年度から継続している橋梁点検に加え、平成22年度に橋長15m以上、平成23年度に橋長15m未満の橋梁を対象とした「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、この計画に基づき予防的な修繕等を実施し、維持管理コストの縮減と施設の長寿命化を図っていきます。
- ③ トンネル等の道路施設についても、適切に維持管理するため、定期的な点検を行い、予防保全が必要な施設の長寿命化修繕計画を策定し、効率的な維持管理を推進していきます。
- ④ すべての道路管理者が参画した「三重県道路インフラメンテナンス協議会」において、意見調整・情報共有を行い、点検や修繕計画等について連携・協力し、道路インフラの予防保全・維持管理体制の強化を図るとともに、市町職員を対象とした研修の開催や、市町が実施する点検現場において技術的サポートを行うなどの支援を引き続き進めていきます。
- ⑤ 平成24年度実施の通学路緊急合同点検結果による対策については、本年度中に概ねの完了を目指すとともに、「通学路交通安全プログラム」に基づき、関係者間で連携しながら定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実に推進し、さらなる通学路の安全性向上を図っていきます。

(2) 住民参加型の維持管理（道路管理課、流域管理課、都市政策課共管）

本県では、「住民参加型の維持管理」を推進しており、ボランティア活動の拡大及び道路、河川、公園等の愛護意識の高揚を図るため、地域住民の方々により構成された団体に、活動するうえで必要な物品等を提供しているところです。また、草刈りについては、自治会等と委託契約を結び、活動の支援も実施しています。

さらに、平成22年度からは支援対象範囲を拡大するとともに、美化ボランティアにおける助成物品を増やすなど、制度の充実も図っています。

これらの支援を継続した結果、平成26年度の参加団体数は882団体になりました。

今後も、住民参加型の維持管理を推進していきます。

●交通安全対策 平成24年度に実施した通学路緊急合同点検結果による対策事例

【(一)阿児磯部鳥羽線 鳥羽市^{おあきひがしまち}大明東町～安楽島町^{あらしまちょう} 鳥羽市立安楽島小学校区^{あらしま}】

歩道の整備(事業中)



歩道がなく、通学生徒等が危険な状態である



通学生徒等、歩行者の安全確保を図るため、歩道を整備した
(写真は部分供用箇所/事業継続中)

【(一)千代崎港線 鈴鹿市岸岡町 鈴鹿市立玉垣小学校区】

路面標示による注意喚起



道路幅員が狭く、通行車両が歩行者と接触するおそれがある



通行車両の速度を抑制するため、減速マーク・幅員減少の路面標示を行った

●橋梁修繕 長寿命化修繕計画に基づく対策事例(平成26年度施工)

【(一)阿児磯部鳥羽線 鳥羽市浦村町^{おう} 麻生の浦大橋(2号橋)^{うらおお}】

鋼橋の修繕



長年にわたる潮風や雨により鋼橋の上部工に、表面さびが発生している



橋梁の劣化を防止するため、全面塗装塗替を行った